

1 2. 事務局規程

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この規定は、麻生商店街振興組合（以下、「本組合」という）の事務処理の基準を定め、事務局における事務の適正な運営を図ることを目的とする。

第 2 章 組織

(事務局)

第 2 条 事務局の職務の分掌は、理事会において定める。

第 3 章 職制

(職員等)

第 3 条 事務局に次に掲げる職員を置く。

(1) 事務局長

(2) 事務員

2 理事長は前項以外の職制を定めることができる。

第 4 章 職責

(職員の職責)

第 4 条 事務局長は、理事長、副理事長及び専務理事の名を受けてそれぞれ担当する部の事務を統括する。

2 事務員は事務局長の命を受けてそれぞれの事務に従事する。

(職員の任免および職務の指定)

第 5 条 職員の任免は、理事長が行う。ただし、重要な職員の任免は、理事長が理事会の承認を得て行う。

2 職員の職務は、理事長が指定する

第 5 章 事務処理

(文書による処理)

第 6 条 事務の処理は、文書によって行うことを原則とする。

(事務の決済)

第 7 条 事務は、原則として担当者が文書によって立案し、事務局長を経て、専務理事の決裁を受けて実施する。

(緊急を要する事務の決済)

第 8 条 緊急を要する事務で重要でないものは事務局長の決済によって処理することができる。ただし、この場合においては遅滞なく専務理事の承認を得なければならない。

(代理決済)

第 9 条 副理事長及び理事長が出張等により不在である場合において、特に緊急に処理しなければならない決裁文書は、専務理事があらかじめ指定する者が決裁することができる。

(規程外の対応)

第 10 条 本規定以外の事務局に関する事項で、文書に関する事項は、別に「文書管理規定」に定める

(細則)

第 11 条 この規定の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を得て、別に定めるものとする。

(改廃)

第 12 条 この規則の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附則

この規定は、令和 年 月 日より施行する。